# 令和2年第1回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年1月28日 13時30分~15時

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

## 令和2年第1回海老名市農業委員会定例総会

令和2年1月28日「令和2年第1回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

 1番 鈴木 守
 2番 深澤 伸治
 3番 清水 澄雄
 4番 松島 淳一

 6番 波多野 寛
 7番 市川 和美
 8番 竹内 章人
 9番 新戸 和夫

 10番 守屋 福夫
 11番 宮基 功
 12番 金指 満
 13番 二見 務

 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝 16番 鈴木 信一 17番 尾上 富夫 18番 小松 佐一 19番 猪熊 克行 20番 齋藤 孝一

#### 事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、 主事 柴田 康平

#### 会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第4 議案第4号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画(案)について

日程第6 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

日程第7 議案第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

## (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。 (開会の時間: 午後1時30分)

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員 6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議 は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名 させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしということでございますので、7番委員、8番委員を指名 させていただきます。

それでは、議案書3から4ページ、4.報告事項の(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況を報告した)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴 人を入室させてください。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議 長】 再開いたします。

これより5. 付議事項に入ります。

議案書5ページ、日程第1、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しております。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

それでは、受付番号1、申請地は、社家字■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、中野■■■■■■■■、 特分■■■■■■■、 はか■名、譲渡人は、社家■■■、 権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大になります。現地の案内図及び写真は、資料1にございます。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。
- 【9番委員】 ■■さんのところは家族みんなでやっておりまして、何も問題はないと思います。よろしくお願いします。
- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いします。
- 【主 事】 中島さんの農家世帯としての状況は、■さん、妻の■■■さん、父の■ 
  ■さん、母の■■さん、娘の■■さん、息子の■■■さんの6人が農業従事者だそうです。経営主は、平成31年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は300日、妻の■■■さんの農業経験年数は15年、農業従事日数は250日、父の■■さんの農業経験日数は62年、農業従事日数は60日、娘の■■さんの農業経験年数は16・農業従事日数は60日、娘の■■さんの農業経験年数は1年、農業従事日数は60日、娘の■■さんの農業経験年数は1年、農業従事日数は60日、

日、同じく息子の■■■の農業経験年数は1年、農業従事日数は60日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■ 平米、畑が■■■■■■平米、合計、■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、2トントラック1台、軽トラック1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。5番委員。
- 【5番委員】 昨日、現地調査に行ってまいりました。現地はきれいに耕作されており、特に問題はありませんでした。

以上です。

- 【議長】それでは、質疑のある方。
- 【11番委員】 お聞きしたいのは、譲受人がこのような形で区分所有されるような形でありますけれども、先ほど説明の中に、適正に農業の経営ができる方が譲受人になるべきだとの話がございましたが、このような形で区分所有していくと、本当に譲受人になっている人たちが全て適正な農業従事者といいますか、そういうことに該当しているのかなと疑問があるのです。そういうふうにしないと、ことごとくこのような形で譲り受けを受ける、いわば相続の先行型みたいな、可能な限り、そのようにも見受けられるのですけれども、その辺は事務局の考えとしてはどうですか。
- 【事務局長】 譲り受け方については、特に法令の定めというのは、適正に耕作ができないとか、そういうのが明らかであるというところは除斥されると思うのですけれども、このように細かく取得をされるというご心配については、理解できる部分があるのですが、今、事務局で最初にご説明したとおり、全員農家台帳に載っている方で、市へ、経営する人たちとして届けられているという部分がありますので、9番委員からも承知をされている方とい

うふうな話もありますから、ご心配のようなことは、この件については起きないのではないかというふうに推定しております。

以上です。

【議 長】 ほかに。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ほかに質疑がないようでございますので、意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見もないようでございますので、採決に入らせていただきます。 受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。 次に、議案書6ページから8ページ、日程第2、議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 本件については私からご説明をさせていただきます。

受付番号1、申請地は、社家字■■■■■■、登記簿地目、田、 ■■■平米、ほか19筆、合計、■■■■■平米、議案書のとおり です。現況は、市街化調整区域の田です。転用者は、大阪市西区阿波座 ■■■■■■■、株式会社■■■、代表取締役■■■、譲渡人は、 社家■■■■■■■■■■■■■■、■■■■、ほか19 人、転用の目的は、物流倉庫、権利の種類は、所有権の移転です。内容 につきましては、皆様にお送りした議案書の該当ページに記載をされて おりますが、本日の段階で、申請に必要な添付書類が完備されていない 件についてご説明させていただきます。

農林水産省が制定した農地法関係事務処理要領におきましては、転用の目的で農地等について権利を設定し、または移転するため、農地法第5条1項の許可を受けようとする者には、定められた様式の申請書を関係農業委員会に経由して都道府県知事等に提出させるとなっております。そして、この申請書についてでございますが、申請にかかる農地が

土地改良区の地区内にある場合、土地の利用環境を審査するための書類として、当該土地改良区の意見書を添付させる旨が定められております。申請者の代理人は、受付番号1の申請書を本日の案件の締め切りであります今月10日に農業委員会に提出をしましたが、神奈川県相模川左岸土地改良区の意見書の添付がございませんでした。その際、代理人は、速やかに補充をするという旨、約束しておりましたけれども、先週の金曜日、1月24日になりまして、現在手続中であるが、定例総会の前に提出できない旨の申し出がございました。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局から説明がございました。この案件につきまして質疑のある方。 書類の不備ということが今事務局から説明がありました。質疑ござい ませんか。
- 【11番委員】 質疑というよりも、考え方として、このような形で大きな開発行為、約 1.5~クタールぐらいの大きな開発ですけれども、海老名市では各所に物流総合効率化法に基づくところの開発行為が大分行われておりますが、こういう形のものが次々発生してくると、都市的な部分と農地的な部分とのバランスの部分で大分相違が出てくるのかなということを将来的なものとして懸念するわけです。特に海老名市では都市的な土地利用と、それから、農地的な土地利用というバランスが非常にすばらしいのだということを標榜している都市ですから、ぜひともどういうふうな都市的な形で土地利用の部分と、それから農地的な土地利用の部分とをバランスよく保っていけるかというところが、ある意味、優良の農地のところが転換していくということは、若干懸念される部分があるんですね。その辺のところを全体として捉えていく必要があるのではないかという部分で、今、海老名市では都市マスタープランを策定中です。

そういう意味で、市街化すべきところの部分と、それから、農地として残していく部分、それから、農地法上では第1種、第2種、第3種の農地区分がありますね。それらの区分の関係の将来的なことを踏まえて、見直しの必要があるのではないかということの部分を含めて、整合性が保てるように、都市マスタープランと、それから、農地法に基づく

土地利用の促進と保全すべきところの関係と、そういうふうな形の計画 同士がバランスがとれていくように調整していく必要が出てきているの ではないかということを心配するのです。そういう意味で、全体として の考え方として、今後整合性を図るべき調整を行う必要があるのではな いかという考え方でございます。

そんなふうな形で今後農地を保全していこうという農業委員会としての立場と、それから、市としての土地利用を促進していこうという。この間も駅周辺の開発の関係がございましたね。それらの関係も含めての考え方ですけれども、農地とそれから土地利用すべき土地の区分を、もう少しずつ将来に向けてその区分を明確にしていく必要があるのかなと。そうでないとすると、随所にそういった形でバランスを崩していく形で開発が行われてしまう、そういう懸念が海老名市の場合には、先ほど申し上げたような物流総合効率化法という法律ができて、インターチェンジの近くはそういうふうな開発ができるという要件が整う場所ですから、なおさらのこと、そのようなことを考慮すべきではないかなと。現在の当該の案件の申請地の北側のほうにも同じような場所が既に行われていますし、そのさらに南のほうにも幾つか行われていますから、そういった意味で、今後も含めて、それらのことを考慮していく必要があるのではないかというふうな考え方だけでございますけれども、意見として述べさせていただければと思っております。

【議 長】 私のから少し発言をさせていただければと思っておりますが、今、11番 委員がおっしゃったとおり、都市マスタープランを都市計画審議会で今練っているところでございます。時期的には2月21日に都市マスタープランの原案ができて、審議をされて、これでいいですかという段階に来て、そして、その後、市民向けに出してくるのだと思うんです。その中で、私も都市計画審議委員のメンバーの1人として入っておりますが、都市計画というのは、調整区域ではなく、11番委員がご存じのように、どっちかというと、市街化区域の中をどうするんだということなんですね。調整区域の中をどうするんだということなんですね。調整区域の中をどうするんだというのはないのです。あるとすれば、調整区域から市街化区域の中に編入するというところになると、調整区域と市街化区域

のところの議論が出てくるんですが、全く調整区域の中に入っているところをどうするんだというのは実は都市計画審議会ではほとんどなされないんですね。この土地を調整区域を市街化区域の中に編入して、そして、もっと住宅を増やすんだとか、にぎわいを増やすんだとかというためのものだという政策は出てくるんですが、そこら辺のちょうどすみ分けというのが、調整区域で決まっているところの中から上げてくるというのはなかなか難しい。

もし皆さん方が、どういう状態で、これは市民向けに最終的には出てくることですけれども、今審議をされていて、当然都市マスタープランの中に出てきますので、1回知りたいと、本当は市民ですから、そして、ましてや農地を扱っている土地の関係ですから、皆さん方に聞いてもらってもいいと思っているんですね。ほかの福祉とかと違いますからね。我々は線引きのところのちょうど許可する、しないなんてというところに入っているわけですから。1回皆さん方がよろしければ、そういう投げかけを都市計画課にさせてもらってもいいんですが。これは後ほど議題として取り上げさせていただければと思っております。11番委員、今回の時間でなく、この後、少し時間をいただければ、そんなところに議論を持っていきたいと思っております。

- 【11番委員】 海老名市として、いい発展をしてほしいなと、そういう意味で意見として述べさせていただきました。
- 【議 長】 ごもっともだというふうに思っております。ただ、性格上、なかなか調整区域を織り込んだものがないものですから。ぎりぎりのところは当然やっておりますので。後ほど諮らせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。いませんか。

(「なし」の声あり)

- 【議 長】 質疑がないようでございますので、意見のある方。
- 【18番委員】 社家の地区委員としまして、1月10日、書類を確認し、申請書を見て おります。その後、1月24日、金曜日に、事務局から、本申請に対する 土地改良区の意見書が出ていないということを確認しましたので、今回、

書類提出が不備ということを踏まえまして、補充されるまでの間、継続審議の扱いとして扱ったらよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議 長】 18番委員から、この案件、出すべき書類が整っていないところがあるということでございますので、継続審議にされたらいかがですかというご意見が今出ました。

ほかにご意見はございますか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、諮らせていただきたいと思うのでございますが、18番委員から意見が出ましたこの案件につきましては、本日は継続審議、次回送りということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、この案件につきましては継続審 議ということにさせていただきます。

次に、議案書9ページ、日程第3、議案第3号 相続税の納税猶予に 関する適格者証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 では、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明させていた だきます。

この証明書は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとするときに税務署へ提出する書類の1つです。相続人の要件は、相続税の申告期限までに相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる個人であること、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を営んでいた個人であることです。被相続人が老齢や病弱のため、居住及び生計を一にする親族に経営を移譲していた場合には、その被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものとみなすことになっています。

受付番号1、被相続人は、綾瀬市早川■■■■■■、■■■、相続 開始年月日は、令和1年5月21日、申請人は、綾瀬市早川■■■■■ ■■、■■■、特例農地等の明細ですが、大谷字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■平米、ほか1筆です。1月15日に事務局で現地を確認したところ、農地として適正に管理されておりました。また、申請人は綾瀬市在住であるため、綾瀬市の農業委員会事務局に農家世帯の状況を聞き取りしましたが、■■■ さんの世帯は綾瀬市に■■■■平米の農地を所有しており、内訳の地目は、全て畑です。家族構成は、■■さん本人のほか、妻、子と母で、農業に従事しているのは■■さんのみではありますが、従事日数は年間300日であり、常時従事者と言えます。所有する農機具は、トラクター、田植え機、バインダー、防除機等であり、綾瀬市によると、畑は適切に管理されており、今後、農業経営を行う意思があることから、この案件につきまして問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 地区委員の意見に関しましては、これは先ほど事務局からお話がございましたとおり、相続人が市外在住のため、地区委員の意見はなしということにさせていただきます。

それでは、今、事務局の説明に対しまして、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見もないようですね。

それでは、質疑、意見もないようでございますので、採決をさせてい ただきます。

受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書10ページから15ページ、日程第4、議案第4号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

10ページをご覧ください。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、議案書12ページ、受付番号2について、事務局から提 案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号2ですが、被相続人は、社家■■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■■、 目き続き農業を行っている期間は、平

成28年12月22日から令和2年1月28日までです。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地内、■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。全て生産緑地内の畑で、合計、■■■■■■■平米でございます。こちらにつきましても事務局で1月15日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりました。よって、特に問題はないかと思われます。

以上です。

【議 長】 質疑のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。
- 【議 長】 続きまして、議案書13ページ、受付番号3について、事務局から提案 説明をお願いいたします。

以上です。

【議 長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。
- 【議 長】 続きまして、議案書14ページから15ページ、受付番号4について、 事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【管理係長】 受付番号4ですが、被相続人は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■、相続人は、門沢橋■■■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成29年3月30日から令和2年1月28日までです。特例農地等の明細ですが、本郷字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、農業振興地域内、■■■■平米、ほか16筆、議案書のとおりでございます。そのうち6筆が田、農振農用地区域内、11筆が農業振興地域内の畑で、合計、■■■■平米でございます。こちらにつきましても事務局で1月15日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりました。よって、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号 4 について、賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書16ページから17ページ、日程第5、議案第5号 農用地利用集積計画(案)について「貸し借り」を議題といたします。

初めに、受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたしま

す。

【管理係長】 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申し出がありましたので、農用地利用集積計画(案)を上程いたします。この審議を経て海老名市に対し計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市はそれに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上全ての終期を12月末としています。件数が多いため、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のとおりと省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、提案説明をいたします。

議案書16ページ、受付番号1、受付番号2は継続の計画ですので、 説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、受付番号3、借り手は、上郷■■■■■■、■■■

、貸し手は、上郷■■■■■、■■■、貸し借りする農地は、上今泉■■■■■■、現況地目、田、■■平米、1筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通水田、貸し借りの期間は、令和2年2月1日から令和6年12月31日までの5年間です。農業振興地域内、1件の新規の計画です。この案件につきまして1月15日に事務局で現地確認したところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

続きまして、議案書17ページ、受付番号4は継続の計画ですので、 説明は議案書のとおりとさせていただきます。

【議 長】 事務局で一括して説明をさせていただきましたが、採決から、その前の 質疑から意見等、全部別々にさせていただきたいと思いますので、ご了承 ください。

それでは、受付番号1について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号2について、先ほど事務局から説明がございま したので、質疑から入らせていただきます。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、先ほど事務局から説明がございま した。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号3について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書17ページ、受付番号4について、先ほど事務局から説明をさせていただきました。

質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号4について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書18ページ、日程第6、議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号1についてですが、10番委員が関係人として農業委員会等に 関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議 終了まで退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議 長】 議事を再開いたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、生産緑地法第 10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ること ができる規定がございます。申し出るための要件ですが、1つ目といたし ましては、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、 農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従 事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなっ た場合です。2つ目と3つ目の場合に買取り申出をするときには、農林漁 業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。農林 漁業の主たる従業者とは、専業従事者兼業従事者にかかわらず、農林漁業 経営における中心的な働き手、もしくは農林漁業経営に欠くことのできな い者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地にお ける農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言 います。この主たる従事者についての証明願が提出されております。市長 へ生産緑地を買い取るように申し出ると、市が買い取るか買い取らないか の通知を、申し出受け付けの日から1カ月以内に行います。市が買い取ら ない場合には、農林漁業を行う当事者へあっせんをいたしまして、あっせんが整わなければ買取り申出を受けた日から3カ月後に行為の制限の解除が申し出者に通知されるという仕組みでございます。

それでは、議案書18ページをご覧ください。

受付番号1、申請者は、今里■■■■■■■■、■■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡でございます。買取り申出事由発生者の子生日は、平成31年3月22日、申請者は、買取り申出事由発生者の子となります。買取り申出をする生産緑地は、今里■■■■■、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。また、現地の案内図と写真につきましては、資料3をご覧になっていただければと思います。事務局で、こちらの農地に関しまして1月15日に現地確認をいたしましたが、現地は農地として適切に管理されております。また、こちらに記載されている買取り申出事由発生者に関しましては、農家基本台帳で世帯の農業従事者として登録されており、この案件に関して問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございますので、この程度にさせていただきます。 それでは、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、意見もないようでございますので、受付番号1について、採 決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 暫時休憩とさせていただきます。

(10番委員着席)

【議 長】 再開させていただきます。

次に、議案書19ページ、日程第7、議案第7号 農地法第18条第

6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 それでは、議案書19ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨の通知がありましたので、報告いたします。

なお、こちらにつきまして事務局で1月15日に現地調査を行いましたが、農地として管理されておりました。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようですので、採決させていただきます。 受付番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号2についてですが、9番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席を願います。

(9番委員退席)

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 議事を再開いたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

なお、こちらにつきまして、事務局で1月15日に現地調査を行いま したが、農地として管理されているということを確認いたしました。こ ちらにつきましても特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】それでは、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようですので、受付番号2について、採決させていた だきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 9番委員の復席を求めます。

(9番委員着席)

【議 長】 議案書20ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらな い案件、(1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件と いたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地について、 要件を満たすことができれば、農業委員会が農地法に定める農地ではない という証明をすることができることになっております。この証明が非農地 証明になります。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であ ること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地だったとして、転用許可を受けることのできる立地や目的などの条件であること、周辺農地の営農条件に支障が生じていないことなどの要件がありまして、全てに要件にかなう場合のみ、証明を出すことができます。

では、議案書の20ページをご覧ください。

受付番号1、申請地は、大谷南 ■ ■ ■ ■ ■ ■ 、登記簿地目、畑、 ■ ■ 平米、1 筆、議案書のとおりでございます。申請者は、東京都品 川区上大崎 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 、 現在の申請地の 状況ですが、防火水槽及び駐車場として使用されておりました。案内図 及び現地の写真は、資料4にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、30年以上前から防火水槽及び駐車場として現在まで使用しているそうです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がございません。1月14日に、5番委員、20番委員、10番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、現況は農地として利用されていないことを確認いたしました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料でも確認しております。そのほかの要件も満たしておりますので、これらの状況から当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしました。

1点補足でございますが、今回、申請地に防火水槽が設けられておりますが、非農地証明を発行した後も設置し続ける旨を申請者に確認しております。また、消防の所管課とも調整しているそうです。

以上、報告をいたします。

- 【議 長】 事務局の説明が終わりました。現地調査委員のご意見をお伺いいたします。5番委員。
- 【5番委員】 1月14日に現地調査に行ってまいりました。現地は、写真にもあるとおり、防火水槽と駐車場になっており、また、周辺の農地への影響も見られませんでした。特に問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。質疑ございませんか。

## (「なし」の声あり)

【議 長】 質疑がないようでございますが、受付番号1について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。 続きまして、受付番号2について、事務局から説明をお願いいたしま す。
- 【主 事】 受付番号2、申請地は、大谷南■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、 ■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。申請者は、受付番号1 と同じく、東京都品川区上大崎■■■■■■■■■■■■■■■ ■、現在の状況ですが、こちらは山林となっております。案内図及び現地 の写真は、資料4にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、50年以上前から現在のような状況だそうです。当該申請地は、農地転用の許可も当然受けたことがございません。1月14日に、こちらに関しましても、5番委員、20番委員、10番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、現況は農地として利用されていないことを確認いたしました。また、固定資産評価証明を確認し、農地でない状況が10年以上続いていることを客観的な資料からも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしました。

以上、報告をいたします。

- 【議 長】 それでは、現地調査委員の意見をお伺いいたします。5番委員。
- 【5番委員】 現地は竹やぶと梅の木が植えられておりました。山林ということで、きれいに管理されており、周辺への影響もございません。特に問題はないと思います。
- 【議 長】 質疑のある方。
- 【11番委員】 写真②のところを見ていくと、この周辺は特に急傾斜地の指定がされていて、工作物関係が施されているという、そういう状況にあろうかと思います。これまでは農地的な形で利用されていたということに対して、今

後、そのほかの土地利用がされたときに、この急傾斜地対策としての形が、例えば地盤を急激にいじくったりなんかしたときに、その擁壁や何かの影響というのが出てこないように今後指導していかなければならないのではないかと思うんです。これはむしろ都市計画サイドの問題だろうと思いますが、その辺のところは留意されておいたほうがいいのかなと、そういう考え方だけです。特に条件とか何とか、そういうことではなくて、あくまでも急傾斜地対策としての形は、例えば根入れの問題とか、いろいろ複雑な問題がありますから、公的な形で急傾斜地対策が行われておるはずですから、その辺のところで影響がないような土地利用が図れるように指導していく必要があるのではないか、農業委員会としては今回の案件の承認で、それはそれでよろしいのではないかと思っておりますけれども、そういった形の考え方です。

【議 長】 質問でないので、答えなくていいですか。 そうしましたら、意見ですかね。

【11番委員】 そうですね。

【議 長】 それでは、今のは意見ということでございます。 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございますので、それでは、受付番号2について、了承としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書21ページから25ページ、農地法第3条の3第1項の 規定による届出についてを案件といたします。

21ページの受付番号1から23ページの受付番号4までについて、 事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 相続など、農地法の許可を要しない農地の権利取得につきまして、権利 を取得した者は農業委員会にその旨を届け出なければならないことになっております。農業委員会としましては、耕作者のあっせん希望があった場合のみ、現地調査をいたします。

では、議案書21ページをご覧ください。

まず、受付番号1、権利を取得した者は、下今泉■■■■■■■、 ■■■、権利を取得した日は平成31年3月5日、権利を取得した事 由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望 は、なしとなっております。届出に係わる土地の所在ですが、下今泉■ ■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、ほか5 筆、議案書のとおりでございます。

続きまして、受付番号2、議案書の22ページをご覧ください。権利を取得した者は、本郷■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は令和元年5月13日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしになっております。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか12筆、議案書のとおりです。

続きまして、議案書の23ページをご覧ください。受付番号3、権利を取得した者は、門沢橋■■■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は令和元年5月13日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、本郷字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、田、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。

次に、同じく議案書の23ページですが、受付番号4、権利を取得した者は、下今泉■■■■■■、■■■■、権利を取得した日は平成31年1月8日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、下今泉■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか7筆、議案書のとおりでございます。

以上でございます。

【議 長】 質疑をお受けさせていただきますが、一括してお受けをさせていただきます。

質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 承認を求めますが、了承のほうも一括でお願したいと思います。

受付番号1から4までを了承とさせていただきたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議なしということでございますので、受付番号1から受付番号4まで、一括して了承とさせていただきます。

続きまして、議案書24ページ、受付番号5についてですが、10番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議 長】 議事を再開いたします。

受付番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 議案書24ページをご覧ください。受付番号5、権利を取得した者は、 今里■■■■■■■■、■■■、権利を取得した日は平成31年3月 22日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会 によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、 今里■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■平米、 ほか2筆、議案書のとおりでございます。

以上でございます。

【議 長】 受付番号5について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、受付番号5について、了承としたいと思いますが、ご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。 10番委員の復席を求めます。

(10番委員着席)

- 【議 長】 議事を再開させていただきます。 次に、議案書 2 5 ページ、受付番号 6 について、事務局から説明をお 願いいたします。
- 【主 事】 議案書25ページをご覧ください。受付番号6、権利を取得した者は、横浜市都筑区中川■■■■■■■■■■、■■■、権利を取得した目は平成30年9月22日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしです。届出に係わる土地の所在ですが、中河内字■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか4筆、議案書のとおりでございます。以上でございます。
- 【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号6について、了承としたい と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【主 事】 同じく、議案書25ページをご覧ください。受付番号7、権利を取得した者は、国分北■■■■■、■■■■、権利を取得した日は平成30年9月22日、権利を取得した事由は相続、取得した権利は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望は、なしになります。届出に係わる土地の所在ですが、国分北■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。
- 【議 長】 質疑のある方。質疑はございませんか。

以上でございます。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、受付番号7について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。 次に、議案書26ページから28ページ、農地転用届出による専決処

分についてを案件といたします。

26ページから27ページ、農地法第4条の受付番号36から41の6件、28ページ、農地法第5条の受付番号67から68の2件、合わせて8件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されておりますが、 市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合に は、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法 第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書の26ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出になります。届出期間につきましては、令和元年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。受付番号36から41までの6件、田、460平米、畑、1,320平米、合計、1,780平米です。

続きまして、議案書の28ページをご覧ください。こちらが農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和元年12月1日から12月31日までの間に届出がされたものです。こちらは、受付番号67から68までの2件で、田、0平米、畑、302.42平米、合計、302.42平米になります。

以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたしま す。

以上でございます。

【議長】 質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、受付番号36から41の6件、受付番号67から68の2件、合わせて8件につきまして、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

次に、その他についてでございますが、委員の皆様から何かございま すか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 それでは、先ほど都市マスタープランの件、触れさせていただきました。今、都市計画審議会でご審議をいただいております。2月21日に都市計画審議会が開催されまして、そこで最終的な案の煮詰めが終わるんだと思うんですが、それ以後、今、いろいろ皆さん方から調整区域の関係と市街化区域のちょうど線引きのぎりぎりなところでいろいろなマスタープランができ上がっているところもございます。先ほど申し上げましたように、農業委員会ですから、市街化区域だからこれをどうだこうだというのは我々は言えないわけですけれども、境目のところは当然どこかあるはずですから、市街化区域と調整区域、そこのところのほうも線引きの中にいろいろまちづくりの中で出てきていることはあります。

そんなところも含めて、都市計画のほうでどこまで、いつ、どういう ふうに市民向け都市マスタープランを出していいのかということはまだ 未定でございますので、ここで日にちのことは言えないんですが、外に 出してもいいよという段階が来たら、1回、都市計画課のほうを呼んで、都市マスタープランについて質疑をできる時間を、皆さん方のご要望があればどうでしょうかね。これは市街化区域の中は皆さん住んでいらっしゃいますから、いろいろなところで当然知りたいところもあるでしょうけれども、農業委員としてぎりぎりのところの中で線引きのとこら辺の周辺のいうのは必ずありますから、その辺を知るという意味で、1回説明を受けるというのはいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。要望があれば農業委員会の開催されている日にできればさせてもらいたいと。ご希望はありますか。

【11番委員】 できたらお願いします。

【議 長】 ほかはどうでしょうか。よろしいですか。やるということで。 わかりました。日程につきましては、農業委員会の開催の日にどこか 時間をとっていただくというのと事務局のほうにお任せいただきたいと 思います、日程調整等をさせていただきます。

それでは、本日の審議を終了させていただきます。

それでは、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は令和2年第1回海老名市農業委員会定例総会に長時間にわたり慎 重審議をしていただきまして、ありがとうございます。これにて閉会とい たします。どうもご苦労さまでした。

(終了 午後2時15分)